

(仮称) 豊田市博物館施設シンボル・ロゴタイプ作成業務 作成者選定プロポーザル実施要領

1 業務

- (1) 業務名 (仮称) 豊田市博物館施設シンボル・ロゴタイプ作成業務委託
- (2) 業務内容 別紙「(仮称) 豊田市博物館施設シンボル・ロゴタイプ作成業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和5年(2023年)3月31日(金)まで。
- (4) 提案限度額 4,500,000円(税込み)
- (5) その他 (仮称) 豊田市博物館の誘導・案内サイン作成については、別途業務実施済み。

2 事業の目的と業務の概要

(1) 事業の目的

本事業は、豊田市の歴史・文化・自然を将来にわたり保存・活用し、まちの魅力の共有と発信を図ることを目的とし、(仮称) 豊田市博物館を整備するためのものである。

施設整備に当たっては、(仮称) 豊田市博物館の計画予定地について歴史継承拠点として位置付けた「豊田市文化ゾーンにおける文化創造拠点及び歴史継承拠点の整備方針」(平成28年)における「緑に包まれた歴史・文化芸術の杜」というゾーンコンセプトの考え方と、「(仮称) 豊田市博物館基本計画」(平成31年)で位置付けられた「「とよた」を受けつぎ、未来の「とよた」をつくる“WE LOVE とよたの拠点”」「みんなであつくりつづける博物館」という理念の実現を目指している。

(2) 業務の概要

本業務は、(仮称) 豊田市博物館の整備理念を前提として、(仮称) 豊田市博物館のシンボル・ロゴタイプ作成業務(別紙「(仮称) 豊田市博物館施設シンボル・ロゴタイプ作成業務委託仕様書」のとおり)を行うものとする。

(3) プロポーザルの実施目的

本プロポーザルは、事業の目的を重視した上で、豊田市の歴史、文化、自然を知り、豊田市に住むことに魅力と誇りを持てる場となるための、施設のシンボル及びロゴタイプの作成者を選定するものである。

※参考図書：『豊田市文化ゾーンにおける文化創造拠点及び歴史継承拠点の整備方針』(平成28年)

『豊田市新博物館基本構想』(平成29年)

『(仮称) 豊田市博物館基本計画』(平成31年)

『博物館紹介パンフレット(とよたの新しい博物館)』(令和4年)

※上記参考図書については、いずれも本市ホームページ上で閲覧可能

3 参加資格要件

参加資格要件は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

と。

- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (5) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ない。)

4 選考日程

- 4月12日(火) 事業実施の公告、公表、公募の開始
- 4月25日(月) 参加表明書の受付期限・質問の受付期限
- 4月26日(火) 参加資格確認通知書の送付
- 5月10日(火) 質問の回答期限
- 5月17日(火) ヒアリングの書類の提出期限
- 5月30日(月) 一次審査(書類審査)
※参加者が10者以内であった場合、一次審査は実施しない。
- 6月 3日(金) 一次審査結果通知
- 6月13日(月) ヒアリングの実施(10者以内各者25分)及び選考委員会開催
- 6月22日(水) 案件発注決定書、業者内申・選定書、選考結果の契約課への提出
- 7月 4日(月) 業者選定審査会による業者の決定
- 7月 5日(火) 選考結果の通知
- 7月13日(水) 見積徴収及び契約締結

5 選考委員

- | | | | |
|-----|-----------|----------|-------|
| 委員長 | 名古屋造形大学 | 名誉教授 | 高北 幸矢 |
| 委員 | 坂茂建築設計 | 代表 | 坂 茂 |
| | 名古屋市立大学 | 教授 | 森 旬子 |
| | 豊田市博物館準備室 | 参与 | 村田 眞宏 |
| | 豊田市生涯活躍部 | 文化財担当専門監 | 森 泰通 |

6 参加者の手続等

(1) 参加表明

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式1)

※公告日において、令和4・5年度の豊田市競争入札参加資格を有しない者については、以下の書類を必ず提出のこと。提出されない場合は失格とする。書類は公告日において発行日より3か月以内のものとする(鮮明であれば写し可。)

(イ) 登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)

※登記していない場合にあつては、代表者の身元証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)及び代表者の登記されていないことの証明書(後見・補佐・補助を受けていないことの証明)を提出。

(ウ) 納税証明書(国税)(未納の税額がないことの証明)

(エ) 納税証明書（愛知県税）（未納の税額がないことの証明）

(オ) 納税証明書（豊田市税）（未納の税額がないことの証明）

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は、「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」（様式2）を提出すること。

イ 提出部数：1部

ウ 提出期限：令和4年4月25日（月）午後3時

エ 提出方法：郵送（提出期限必着）又は持参で提出すること。

※郵送の場合

封筒等の表面に「（仮称）豊田市博物館施設シンボル・ロゴタイプ作成業務作成者選定プロポーザル提出書類在中」と明記すること。

※持参の場合

提出期間内の午前9時から午後5時まで（4月25日（月）については、午後3時まで）に、提出先に提出すること。

オ 提出先：プロポーザル事務局

カ その他：参加資格確認結果は、参加資格確認後、参加表明書提出者へ通知する。

(2) 質疑

ア 受付期限：令和4年4月25日（月）午後3時

イ 質問方法：プロポーザル事務局宛てにメールにて質疑書（様式任意）を送付。質疑書には、会社名、担当者名及び連絡先を記入するものとし、メールの件名は「（仮称）豊田市博物館施設シンボル・ロゴタイプ作成業務作成者選定プロポーザル（質疑）」とすること。

ウ 回答：本市ホームページにおいて掲載。なお、回答については、参加表明書提出者の質疑に対してのみ回答する。

(3) ヒアリング

※参加者数が11者以上となり一次審査が実施された場合は、本ヒアリングの結果を踏まえて一次審査の点数の調整を行う。

ア 日 時：令和4年6月13日（月）

午前10時から午後5時までの指定する25分間

イ 場 所：豊田市役所本庁舎 ※詳細は別途通知

ウ 実施方法

(ア) 提出された提案書等に基づき1者25分（発表15分＋質疑応答10分）のヒアリングを行う。ヒアリングの内容を踏まえて選考委員が採点表に従い採点する。

(イ) 説明に際しては、提出図書のみを使用することとし、図書の変更、資料の追加等は認めない。また、パワーポイントは使用可能とするが、提案書に記載のない情報及び画像の使用は一切認めない。なお、希望者には、パソコン、プロジェクター、スクリーンを事務局が準備する。プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名（社名）を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

(ウ) ヒアリングには、本業務に配置予定の技術者は必ず出席するものとし、参加できる人数は5名までとする。

(エ) ヒアリングに出席しない場合や、指定した時間に不在の場合は、原則辞退があったものとみなす。

(オ) 説明については、本業務に配置予定の技術者が行うものとする。

※ヒアリングについては対面を基本とするが、新型コロナウイルスの感染状況等により、オンライン等に実施方法を変更する場合がある。

エ 提出書類

(ア) 会社概要及び業務実績（A4判1頁以内）

※会社概要について記載する。

※業務実績は、平成24年4月以降に実施した公共施設等のシンボル及びロゴデザイン業務の内容を記載する。

(イ) 本業務に配置予定の技術者の経歴等

※配置予定者1名につきA4判1頁以内、計3頁以内

※配置予定者の実績及び経歴等を記載する。

※配置予定者の資格について、保有資格者証の写しを添付する。

※業務実績は、平成24年4月以降に実施した公共施設等のシンボル及びロゴデザイン業務を対象とする。

※業務実施方針及び体制（A4判1頁以内）

(ウ) 見積書（A4判2頁以内）

(エ) 工程計画（A4判1頁以内）

(オ) 企画提案書（計A3判3頁以内もしくはA4判6頁以内）

※以下の4つの事項について、本業務への技術提案を記載すること。

	提案事項	評価のポイント
1	・シンボル案 ・ロゴタイプ案	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）豊田市博物館の理念の意匠化に関わる提案力 ・（仮称）豊田市博物館の施設像の意匠化に関わる提案力 ・独自性のある意匠の提案力 ・ユニバーサルデザインに配慮した意匠の提案力 <p>※本提案については、ユニバーサルデザインカラーであるオレンジ色を基調としたもので提案すること。</p> <p>※角形2号封筒（JIS S 5502）にシンボル・ロゴタイプ案を反映した具体案も例示すること。</p> <p>※ロゴタイプの施設名称は「豊田市博物館」「Toyota city museum」（大文字使用可）で仮に作成すること。</p> <p>※本案は、提案者が作成し得るシンボル・ロゴタイプの方向性や作成者の力量を確認するための案であって、委託成果品ではない。本案は、あくまでも作成者を選定するための案であり、業者決定後改めてデザインを作成することになるので注意すること。</p>
2	・ユニバーサルデザインへの配慮に関わる提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに配慮した意匠の提案力
3	・周辺公共施設や周辺環境との調和に関わる提案	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺公共施設のシンボルやロゴタイプとの調和に関わる提案力 ・文化ゾーンや豊田市都心地区の景観との調和に関わる提案力

※提案に当たっては、（仮称）豊田市博物館を象徴する下記のキーワードとの関係性に配慮して提案すること。

- ・「とよた」を受けつぎ、未来の「とよた」をつくる“WE LOVE とよたの拠点”
- ・「みんなでつくりつづける博物館」

オ 提出部数：正本1部、副本10部

※副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

カ 提出期限：令和4年5月17日（火） 午後3時

キ 提出方法：郵送（提出期限必着）又は持参で提出すること。

（ア）郵送の場合は、封筒等の表面に「（仮称）豊田市博物館施設シンボル・ロゴタイプ作成業務作成者選定プロポーザル提出書類在中」と明記すること。

（イ）持参の場合は、提出期間内の午前9時から午後5時まで（5月17日（火）については、午後3時まで）に提出すること。

7 評価基準

（1）下記項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等

（ア）企業の業務実績（5点）

（イ）業務担当者等の能力（15点）

イ 業務実施計画等

（ア）業務実施方針（5点）

（イ）工程計画（5点）

ウ 技術提案

（ア）シンボル案・ロゴタイプ案（40点）

（イ）ユニバーサルデザインへの配慮に関わる提案（10点）

（ウ）周辺公共施設や周辺環境との調和に関わる提案（20点）

（2）最高得点者が複数あった場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。

（3）提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。

（4）選考結果については、参加者全員に通知するとともに本市のホームページにおいて公表する。

8 著作権、意匠及び提出書類の取扱い

（1）著作権等

ア 提出図書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責めは、使用した提出者に全て帰属するものとする。

イ 審査における提出物の著作権に関する第三者との紛争において、市が損害賠償等の責任を負った場合には、当該損害賠償等で支払った額に相当する額を当該提案者は市に対し賠償することとする。

（2）提出図書の使用及び取扱い

ア 市は、本プロポーザルに関する公表や審査のための作業及び本業務において市が必要と認めるときに、提出図書を無償で提案者に承諾なく使用し又は第三者に使用を許可することができる。

イ 市は、提出図書の公表や審査等の必要な範囲において、複製を作成することがある。

ウ 市は、設計者選定後、選定された設計者の提出図書に拘束を受けないものとする。

9 その他

（1）本プロポーザルにより特定された業者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令第16

7条の2第1項第2号により「(仮称)豊田市博物館施設シンボル・ロゴタイプ作成業務委託」に関して随意契約を締結する。

- (2) 選考委員に直接、間接を問わず連絡を求めた者は失格になることがある。
- (3) 同一の参加者が複数の提出図書を提出することはできない。
- (4) 提出図書の作成及び提出並びにヒアリングの参加に関する費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出図書に対しての参加者への報償は一切ない。
- (6) 提出期限までに提出がない者の提出図書は、無効とする。
- (7) 提出期限以降における提出図書の差し替え、再提出及び内容変更は認めない。また、提出図書に記載した配置予定者は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更できない。なお、極めて特別な場合で各担当者を変更する場合は、変更前の担当者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、市の承認を要する。
- (8) 参加にあたっては、参考図書を十分理解すること。
- (9) 「豊田市景観条例」や「豊田市屋外広告物条例」など関係法令・条例等を遵守すること。
- (10) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (11) 本契約の履行結果が優良な場合、令和6年度までの本契約に直接関連する（仮称）豊田市博物館で製作するグッズおよび刊行物のデザイン業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により契約締結することがある。

【問合せ先（提出先）】

〒471-0079 愛知県豊田市陣中町1-21-2

豊田市郷土資料館内

豊田市役所生涯活躍部文化財課博物館準備室プロポーザル事務局

担 当：鈴木・高橋

電 話：(0565) 32-6561

FAX：(0565) 34-0095

メール：bunkazai@city.toyota.aichi.jp